

令和2年3月31日

## 予防接種過誤事案の発生について

上天草市では、予防接種法第2条第2項に定める日本脳炎等の発生及びまん延を予防するため、市内医療機関に委託して予防接種を実施しております。

この度、市内の医療機関において、「日本脳炎第1期追加」の予防接種に際し、規定より短い接種間隔で接種するという事案が発生しましたのでお知らせします。

市が実施主体である予防接種において、このような事案が発生したことをお詫びいたします。

現在のところ、接種を受けた方の健康状態は良好で異常は認められておりませんが、引き続き健康状態の把握を定期的に行ってまいります。

今後このような事案が再び発生しないよう、医療機関に対し個別での指導を徹底し過誤の防止に努めてまいります。

なお、詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1 予防接種実施主体

上天草市

#### 2 接種日

令和2年2月25日（火）

#### 3 接種方法

上天草市内医療機関による個別接種

#### 4 過誤の内容

接種間隔の誤り（本来第1期初回接種2回目から6月以上の間隔をあけて第1期追加接種するべきところを6月未満の間隔で接種した）

#### 5 接種者

5歳の男児（1名）、6歳の男児（1名）

## 6 過誤の経緯

- ア 2月25日に事前に日本脳炎の接種予約を入れた医療機関へ、被接種者に母親が同行し日本脳炎ワクチンの予防接種を受けた。
- イ 接種当日、受付事務職員が母子手帳を預かり、チェックリストに従い、年齢及び接種歴を確認。その際、特例接種対象者の接種間隔で接種可能と誤った認識をした。
- ウ 看護師が受付事務職員同様、チェックリストで、年齢、接種歴及びワクチン量の確認を行うが、特例接種対象者の接種間隔で接種可能と認識した。
- エ 医師が、受付事務職員及び看護師同様、チェックリストに従い、年齢、接種歴及びワクチン量の確認を行うが、特例接種対象者の接種間隔で接種可能と認識し、接種を行った。
- オ 接種後、看護師が、母子手帳及び予診票の記載を行うが、過誤接種に気づかなかった。被接種者に体調の問題はなく、30分後に帰宅した。
- カ 市は、医療機関から送付された予診票を3日3日受理。
- キ 3月19日に市が予診票をシステムに入力する際に、規定より接種間隔が短いことに気づき、医療機関へ問合せ、過誤接種が判明。
- ク 市は、3月24日に医療機関へ接種状況の聞き取りを行った。
- ケ 医療機関は、3月25日に被接種者の体調の確認と保護者へ謝罪を行った。
- コ 市は、3月30日に被接種者の保護者と面会し、被接種者の体調の確認を行い、謝罪を行った。

## 7 過誤の原因

医療機関における接種対象者の接種間隔についての確認が不十分であったこと。

## 8 今後の再発防止策

当該医療機関に対する過誤防止についての実地指導を行い、「過誤防止マニュアル」に基づく個別指導を行う。

## 【用語解説】

- ・ 日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）  
「日本脳炎ウイルス（北京株）」を Vero 細胞で増殖させ、ホルマリンで不活化し精製したものである。
  
- ・ 接種対象者
  - 第 1 期 生後 6 か月以上 9 0 か月未満の者（標準的には、第 1 期初回は 3 歳以上 4 歳未満、第 1 期追加は 4 歳以上 5 歳未満）
  - 第 2 期 9 歳以上 1 3 歳未満の者
  
- ・ 特例接種対象者  
平成 7 年 4 月 2 日～平成 1 9 年 4 月 1 日生まれの 2 0 歳未満の者で、平成 1 7 年の積極的な勧奨差し控えによって第 1 期（3 回）、第 2 期（1 回）の接種が行われていない者
  
- ・ 接種間隔
  - 第 1 期初回接種 6 日以上の間隔（標準的には 6 ～ 2 8 日の間隔）で 2 回
  - 第 1 期追加接種 初回接種終了後 6 月以上の間隔（標準的にはおおむね 1 年の間隔）で 1 回
  
  - 第 2 期 標準的には 9 歳以上 1 0 歳未満で 1 回  
特例接種対象者は、第 1 期追加接種から 6 日以上の間隔で 1 回  
※第 1 期追加接種から 5 年以上の間隔をおいて接種をすることで脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待される。
  
- ・ 接種量
  - 接種日時時点で 3 歳未満 0. 2 5 m l
  - 接種日時時点で 3 歳以上 0. 5 m l



### （連絡先）

健康福祉部健康づくり推進課

担 当：課長 佐藤、参事 立花

電 話：0 9 6 9 - 2 8 - 3 3 7 6

F A X：0 9 6 9 - 5 6 - 3 3 0 7